

6810

極秘

F. 21	保明	2	20	止
	機密			
	候補			
			極秘	

昭房機、第六四號

昭和八年官房機密第二、二五一號首題訓令工事方案中左記ヲ追加セラレ候

第四中型巡洋艦甲級製造ノ件申改正ノ件通知

吳鎮參謀長宛

昭和九年三月二十三日

省副官

大臣 濟次官 濟

提案 總務部長

副官

書記官

總務部長 山下

第一部長

第二部長

第三部長

第四部長

第五部長

第六部長

第七部長

第八部長

第九部長

第十部長

第十一部長

第十二部長

第十三部長

第十四部長

第十五部長

第十六部長

第十七部長

第十八部長

第十九部長

第二十部長

第二十一部長

第二十二部長

第二十三部長

第二十四部長

第二十五部長

第二十六部長

第二十七部長

第二十八部長

第二十九部長

第三十部長

第三十一部長

第三十二部長

第三十三部長

第三十四部長

第三十五部長

第三十六部長

第三十七部長

第三十八部長

第三十九部長

第四十部長

第四十一部長

第四十二部長

第四十三部長

第四十四部長

第四十五部長

第四十六部長

第四十七部長

第四十八部長

第四十九部長

第五十部長

第五十一部長

第五十二部長

第五十三部長

第五十四部長

第五十五部長

第五十六部長

第五十七部長

第五十八部長

第五十九部長

第六十部長

第六十一部長

第六十二部長

第六十三部長

第六十四部長

第六十五部長

第六十六部長

第六十七部長

第六十八部長

第六十九部長

第七十部長

第七十一部長

第七十二部長

第七十三部長

第七十四部長

第七十五部長

第七十六部長

第七十七部長

第七十八部長

第七十九部長

第八十部長

第八十一部長

第八十二部長

第八十三部長

第八十四部長

第八十五部長

第八十六部長

第八十七部長

第八十八部長

第八十九部長

第九十部長

第九十一部長

第九十二部長

第九十三部長

第九十四部長

第九十五部長

第九十六部長

第九十七部長

第九十八部長

第九十九部長

第一百部長

局長

官房

軍務

人事

教育

軍

醫

建築

法務

航空

艦政

軍令

大正官房 9.3.21 配發

昭和九年三月七日 起案捺印

昭和九年三月廿三日 發付後送

案者捺印

書類

9.3.13

324

9.3.8

9.3.8

9.3.8

局長部

取役者捺印

案者捺印

記

「追而完成ノ上ハ株式会社川崎造船所へ交付スルモノトス」

吳工廠岸壁渡トシ

「終」

本件通知先

聯合艦隊長官 昭和九年貳月壹日 發布済  
芥ニ形高 考及

見込豫算 三〇、〇〇〇圓

理由

同艦建造引渡以降數度ノ改造ニ依リ重量約二〇〇屯ヲ増加シ輕荷狀態ノ安定不足ヲ告グルニ至レルヲ以テ襄ニ艦底ニ「バラスト」ヲ搭載セシモ更ニ小角度傾斜時ノ安定ヲ良好ナラシムルタメ本改造ヲ行フモノナリ

起案課(乙)

海

軍